2　初回加算	200単位

注　指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、１月につき所定単位数を加算する。

３～４の２　（略）

５　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ　（略）

６　（略）

第５　療養介護

１　療養介護サービス費（１日につき）

イ　療養介護サービス費

(1)　療養介護サービス費(I)	
(一)　利用定員が40人以下	943単位
(二)　利用定員が41人以上60人以下	917単位
(三)　利用定員が61人以上80人以下	870単位
(四)　利用定員が81人以上	833単位
(2)　療養介護サービス費(II)	
(一)　利用定員が40人以下	686単位
(二)　利用定員が41人以上60人以下	651単位
(三)　利用定員が61人以上80人以下	605単位
(四)　利用定員が81人以上	575単位
(3)　療養介護サービス費(III)	
(一)　利用定員が40人以下	543単位
(二)　利用定員が41人以上60人以下	514単位
(三)　利用定員が61人以上80人以下	485単位
(四)　利用定員が81人以上	463単位
(4)　療養介護サービス費(IV)	
(一)　利用定員が40人以下	435単位
(二)　利用定員が41人以上60人以下	399単位
(三)　利用定員が61人以上80人以下	372単位
(四)　利用定員が81人以上	352単位

2　初回加算	200単位

注　指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、１月につき所定単位数を加算する。ただし、平成30年３月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

３～４の２　（略）

５　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ　（略）

６　（略）

第５　療養介護

１　療養介護サービス費（１日につき）

イ　療養介護サービス費

(1)　療養介護サービス費(I)	
(一)　利用定員が40人以下	906単位
(二)　利用定員が41人以上60人以下	887単位
(三)　利用定員が61人以上80人以下	848単位
(四)　利用定員が81人以上	815単位
(2)　療養介護サービス費(II)	
(一)　利用定員が40人以下	660単位
(二)　利用定員が41人以上60人以下	630単位
(三)　利用定員が61人以上80人以下	590単位
(四)　利用定員が81人以上	562単位
(3)　療養介護サービス費(III)	
(一)　利用定員が40人以下	522単位
(二)　利用定員が41人以上60人以下	497単位
(三)　利用定員が61人以上80人以下	473単位
(四)　利用定員が81人以上	453単位
(4)　療養介護サービス費(IV)	
(一)　利用定員が40人以下	418単位
(二)　利用定員が41人以上60人以下	385単位
(三)　利用定員が61人以上80人以下	362単位
(四)　利用定員が81人以上	344単位